

横須賀市報

号外第 11 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇常勤特別職員給与条例中一部改正……………	1
◇基金条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市介護保険条例中一部改正……………	2

規 則

◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則……………	〃
告 示	
◇令和2年度横須賀市一般会計補正予算ほか1件について……………	3

本号で公布された条例のあらまし

○常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 令和2年6月における市長及び副市長に対する期末手当について支給しないこととする特例措置を講ずる。
- 2 施行期日 公布の日（令和2年5月8日）

○基金条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 新たに新型コロナウイルス感染症緊急対策基金を設置する。
- 2 施行期日 公布の日（令和2年5月8日）

○横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 保険給付の特例として新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給する。
- 2 施行期日 公布の日（令和2年5月8日）から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

○横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 介護保険法施行令の改正に伴い、令和2年度の介護保険料の軽減の規定を改める。
- 2 施行期日 公布の日（令和2年5月8日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。

条 例

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月8日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第32号

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例

常勤特別職員給与条例（昭和39年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月における期末手当の支給の特例）

- 6 市長及び副市長の期末手当については、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、令和2年6月1日に在職する職員に係る期末手当を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月8日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第33号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の表教育福祉支援基金の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症緊急対策基金	新型コロナウイルス感染症に係る対策に必要な費用に充当
--------------------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月8日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第34号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（保険給付の特例）

- 7 次項から第13項までに定めるところにより、法第58条第2項に規定する傷病手当金を支給する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 8 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 9 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等

の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

10 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

11 附則第8項の期間において、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払いを受けることができる給与等の額が、附則第9項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

12 附則第8項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

13 附則第8項の期間において、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付及び休業給付を受けることができる者又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第9項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第35号

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例

横須賀市介護保険条例（平成12年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「及び令和2年度」を削り、「する」を「し、令和2年度の保険料率は19,800円とする」に改め、同条第2項中「及び令和2年度」を削り、「する」を「し、令和2年度の保険料率は29,700円とする」に改め、同条第3項中「及び令和2年度」を削り、「する」を「し、令和2年度の保険料率は46,200円とする」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の横須賀市介護保険条例の規定は、令和2年度分の介護保険料から適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

規 則

横須賀市規則第52号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第12号の次に次の1号を加える。

(12)の2 国民健康保険傷病手当金支給申請書（第12号様式の2）

第12号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式の2（第10条第12号の2関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書

		年 月 日	
(あて先) 横須賀市長			
住所 世帯主 氏名 電話		印	
次のとおり申請します。			

被 保 険 者 情 報	被保険者証 記号番号	世帯主氏名	
	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	
振 込 先	住 所		
	金 融 機 関 称		
	預 金 種 別	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人 (カタカナ)		

【受取代理人】（世帯主以外の者が受領する場合のみ記入）

世 帯 主	この申請に関わる給付金の受領を下記の代理人に委任します。 氏名 印	
代 理 人 (口座名 義 人)	住 所	世帯主との関係
	氏 名	印

(事務処理欄)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第53号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則を次のように定める。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年横須賀市条例第34号）附則に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

告 示

横須賀市告示第101号
令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第1号)及び同特別

会計国民健康保険費補正予算(第1号)は、4月30日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度横須賀市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,073,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,873,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		25,827,061	41,932,043	67,759,104
	1 国庫負担金	19,259,428	75,091	19,334,519
	2 国庫補助金	6,451,382	41,856,952	48,308,334
20 繰入金		6,114,687	3,141,476	9,256,163
	1 基金繰入金	6,114,687	3,141,476	9,256,163
歳入合計		157,800,000	45,073,519	202,873,519

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,786,695	2,000,000	17,786,695
	1 総務管理費	12,714,711	2,000,000	14,714,711
3 民生費		61,785,066	41,342,426	103,127,492
	1 社会福祉費	29,281,628	40,759,285	70,040,913
	2 児童福祉費	22,777,099	573,141	23,350,240
	3 生活保護費	9,725,033	10,000	9,735,033
4 衛生費		7,247,891	106,199	7,354,090
	1 保健衛生費	7,247,891	106,199	7,354,090
8 商工費		2,968,714	1,624,894	4,593,608
	1 商工費	2,968,714	1,624,894	4,593,608
歳出合計		157,800,000	45,073,519	202,873,519

令和2年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算(第1号)

令和2年度横須賀市の特別会計国民健康保険費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,987,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		30,956,528	4,098	30,960,626
	1 県補助金	30,956,528	4,098	30,960,626
歳入合計		43,983,000	4,098	43,987,098

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		42,705,074	4,098	42,709,172
	2 保険給付費	30,365,617	4,098	30,369,715
歳出合計		43,983,000	4,098	43,987,098